

○ 委員長

次、同和会館、人権啓発センターについて、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

209ページに見直しの方角の①の3行目に、施設の統合整理等について、平成22年度をめどに関係団体等と協議を行い決定するとあります。このところなんです、統合整理というのはどういう内容を持っておるのでしょうか。

○ 人権同和推進課長

この中、施設の統合整理等ということで表現使っております。現在、ここに表等で述べておりますように、4カ所の施設があるわけですが、4カ所すべてをそのまま継続して維持していくものか、統合整理を行って、1館ないし2館とか、そういうふうに減らして1カ所に集約しながら事業を進めていくものか、そういうふうで統合整理という言葉の中には、そういう用途廃止的な部分も含まれた中で、そういう検討も行うという形で明記しております。

○ 川上委員

減らすということですね。それで、検討という言葉はないんですよ。団体と協議を行い決定すると書いてるんですね。だから、減らすのを決定するんだけど、一存では決め切らないで関係団体と協議を行うということなんですね。関係団体とはどこのことですか。施設ごと、四つ上げられてますので、施設ごとに説明してください。

○ 人権同和推進課長

今、質問者が申されました関係団体ということでございますが、関係団体は当然事業の目的等を同じくする運動体もございまして、またそこを活用しながら事業を進めております関係で、周辺地域、自治会等もあろうかと思っております。そういう部分を含めて関係団体等という言葉で表現しております。

○ 川上委員

今、二つ言われましたね。運動団体と利用したり使用したりしてる団体と。後者はわかるわけですよ。運動団体というのは、部落解放同盟その他のことでしょうか。それで、部落解放同盟とここの統合整理について、何の協議が必要になるんですか。

○ 人権同和推進課長

当然統廃合ということもありますが、事業の設置目的等が後退しない、またサービスが、市民サービスが低下しない、向上させるという目的のためには、どうあるべきかということ、運動体等も御意見を拝聴しながら決定したいというふうに思っております。

○ 川上委員

拝聴するというような関係でもないでしょう、行政と補助金団体との関係が。それで、どうして解放同盟の話を聞かないといけないんですか。ここの施設の設置目的との関係からいっても。関係ないでしょう。

○ 人権同和推進課長

設置の目的には当然人権啓発、それに交流等幅広い事業目的があるわけですが、そういう事業目的が後退しないということで、そういう運動体の御意見も拝聴した中で、住民サービス低下しない形で、設置目的が後退しない形での統合等の協議をしたいというふうにしております。

○ 川上委員

解放同盟だけを特別扱いするような意見の拝聴とかはやめてくださいよ。意見の聞き方というのは正しくないと思う。解放同盟だけから聞くんじゃなくて、もっと広範な市民から意見を聞くべきでしょ。だから、関係団体の中には解放同盟だけを特別に入れるというのはやめてください。関係団体じゃなくて、利用者は市民と書いたらどうですか。そしたらすっきりするでしょ。

それから、国、県の補助制度を考慮しというところがありますね。国、県の補助制度が存続していることから云々というのがあります。このところは少しどういうことか説明をしてください。

○ 人権同和推進課長

同和会館、人権啓発センターの運営に関しましては、補助制度がございまして、国が2分の1、県が4分の1の補助で隣保館運営費補助金というのが出ておりますので、その補助金を現在まだ続けておりますので、それを有効活用させながら事業の推進を含めた中で検討していくという形で、この文書を上げております。

○ 川上委員

上段には施設の老朽化に伴い云々、統合整理しないといけないと、危険だから統合整理するということですよ。だから、そういう観点からいけば、補助制度があろうとなかろうと、危険なものは廃止するのはしようがないですよ。そういうことじゃないんですか。

○ 人権同和推進課長

老朽化で直ちに廃止しなければならない危険家屋であるという形の表現で、老朽化ということをおっしゃるわけがございまして、ここには建設年月日等を上げておりますので、昭和49年から57年という30年近くたった建物でありますので、補修等もございまして、大規模改修等も含めて、そういう可能性の含まれた施設であるということとさせていただきます。

○ 川上委員

しかし、210ページの考慮すべき事項の中では、上から2行目に、例えばということなんですけど、穂波人権啓発センターについては、利用者の安心安全確保を図る観点からと明確に書いてますね。少なくとも穂波の施設については、こういうことを書かざるを得ない事態があるということなんですよ。どうですか。

○ 人権同和推進課長

表現でそういう安心安全確保という言葉を使っておりますが、具体的に穂波人権啓発センターで天井が落下しつつあるとか、そういう危険性が目の前に現実問題あるような事件を想定してこの文書を書いたものではありません。

○ 川上委員

じゃあ何のために書いてるのか、後で聞きましょう。いずれにしても、国、県の補助金があるからというのは、問題意識からの出発からいけば、大きい要素じゃないと思うんですよ。それから、事務事業委託の拡充、②のほうですよ。指定管理者制度の導入による経費削減、事務の簡素化ということが書いてあるんですね。これは具体的にはどういうことですか。それぞれについて説明をしてください。

○ 人権同和推進課長

今、文書を書いておりますが、具体的な検討はこれからということで、既に検討を進めておるといふ状況、これから検討していきたいということで、具体的にお示しする分は、今の段階ではありません。

○ 川上委員

基本方針を審議した際に、私は指定管理者に部落解放同盟が母体になったNPOが手を挙げてきて、あなた方が指名するのではないかと、指定するのではないかとという心配をして、大坂の不祥事も含めて紹介して指摘しましたね。それについては何か検討しましたか。

○ 人権同和推進課長

まだ指定管理者制度導入等を具体的に検討に入れておりませんので、今委員から御指摘受けましたことにつきましては、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○ 川上委員

例えば穂波の人権啓発センターに指定管理者を導入する場合、部落解放同盟の穂波町協議会、

今は支部というんですか、が手を挙げてきた場合は、あなた方は認めることがありますか。

○ 人権同和推進課長

先ほども御答弁いただきましたので繰り返しになるかと思いますが、まだ指定管理者制度導入を決定したことではございませんので、そういう想定は現段階ではしておりません。

○ 川上委員

指定管理者制度を導入しなければならない理由は何もないですね。あえていえば部落解放同盟にもう一度人権啓発センターを任せると、事実上入居を認めてということになるだけです。今、穂波のこと言いましたけど、穂波の解放同盟穂波町協議会があなた方を巻き込んで、どれだけ市に損害与えたかは明らかじゃないですか。これについても具体的に聞くと、排除すると言わないというのは異常ですね。だから、市にどんだけ損害を与えていても、指定管理者にする可能性があるということを言ってるのと同じですよ。穂波の町協議会から損害金19万円はもうもらいましたか。

○ 人権同和推進課長

今、御指摘の損害金につきましては、既に収入いたしております。

○ 川上委員

私は、指定管理者制度については必要もないし、そして導入すれば再び部落解放同盟に占有使用を認めるのと変わらない事態になりかねないということで、これは撤回するべきだと、経費の節減にはつながらない。解放同盟が補助金をもらい、委託金、指定管理料ももらうというだけじゃないですか、そうなればね。だから、これは撤回する必要があると思います。

それから、事務事業委託の拡充というのは、何のことですか。

○ 人権同和推進課長

今、事務事業、先ほど申しましたように、隣保館運営費等の補助金を使って隣保館運営事業を実施しておりますが、その中の事業でございまして、具体的に上げるようなところまでは検討は至っておりません。

○ 川上委員

では、これは削除したらどうですか。これは一連読んだら、施設は統廃合する、そして部落解放同盟にも指定管理者の指定の可能性を残し、そしてその指定管理者が望む事務事業を大いにやってくれということになっていくように読めるわけですよ。だから、この際は、整理統合はいいですよ、老朽化もしておることだしということであればね。しかし、②のほうは撤回するべきだと思います。

それから、穂波の人権センターについて、考慮すべき事項、210で書いてあることがあります。2行目に安心安全確保を図る観点からというのは、意味がない言葉だと言われました。削ってください。そしたら何が残るかということ、新しい施設をどこかにつくるということだけなんですね。何のためにですか。

○ 人権同和推進課長

先ほど御答弁した中で、安心安全ということは必要ないという形で言ったものではございませんで、説明の仕方が悪ければ、再度御説明しますけれども、先ほど言われましたのは、あくまでも現実、今そういう危険性があるのかということと言われましたので、現時点ではそういう差し迫った危険性というものを確認しているものではないということをおっしゃっています。ただし、利用者の安心安全の確保ということは、当然施設管理していく上では必要なことだろうと思ひまして、この文言をそのまま使うということは御理解いただきたいというふうに思います。

○ 川上委員

そしたらここは今言われたけれども、穂波については、施設は新しいところに移して、そして指定管理者制度で可能性としては部落解放同盟を指定管理者にして、事実上、事務所として

使わせて、そして新しい事業を展開させる、そういう場所をあなた方が提供するということにもなりかねんと思うんですよ。これを関係団体、つまり部落解放同盟と協議しながら決めていくということなんですよ。どういうことになるんですか。それであればあなた方の部落解放同盟との癒着の関係というのは、一層強まっていくばかりじゃないんですか。こういうのはおかしいんじゃないですか、そういう発想からの移設というのであれば。どう思われますか。

○ 人権同和推進課長

210ページに記載しております複合化・移設等の件でございますが、検討課題といたしまして、複合化・移設についての検討も考慮の必要性があるということで記載はしております。ただし、現時点で具体的なものを想定したものでありませんし、今後幅広い御意見をお伺いした中で検討していくものだろうというふうに認識しております。

○ 川上委員

そしたら209ページの最初の見直しの方角に戻りたいと思うんですけど、3行目に統合整理等と書いてますね。これに等の中に移転が入ってるんですね。だから、4施設、立岩、伊岐須、穂波、筑穂があるけれども、このうち穂波は整理しないと、移転をするということを決めているわけですね。統合整理の対象としては、立岩、伊岐須、筑穂だけということになりますね、この文章上は。違いますか。

○ 人権同和推進課長

移転というものを前提にこの文章を起こしたわけではございませんので、幅広い選択肢の中で協議して決定していきたいというふうで書いておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○ 川上委員

最後にしますけど、こういうことを部落解放同盟と協議して、行政が自主性を持って決められるはずはないですよ。だから、部落解放同盟と協議をするというスタンスを排除するために、関係団体というのは先ほど言ったように、使用者は市民というふうにして、そして②については削除、考慮すべき事項についても、あなた方はもし安心安全確保を図る観点からは余り必要でないというのであれば、移設もやめて廃止対象として検討したほうがいいんじゃないですか。これは指摘しておきたいと思えます。質問を終わります。

○ 委員長

次に、111ページ、男女共同参画推進センターについて、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

基本方針の際に幾つかお聞きしました。それで、私がきょう特にお聞きしたいのは、指定管理者制度の導入なんですよ。どういう理由かなと思うと、余り意味のない言葉が書いてあるわけですね。なぜ指定管理者制度の導入が必要なのか、わかりやすく説明していただけますか。

○ 男女共同参画推進課長

指定管理者制度の導入に関しましてでございますけど、まずどの施設も言われていますように、民間事業者の能力を活用することによって、多様化する住民ニーズに対応すること、そしてさらなる住民サービスの向上と財政的効果の両面ということから、それが期待されることから、導入の検討をするところでございます。

この導入に関しましては、利用団体を初め市民の皆様、それから実際に利用されております団体の皆さんとも十分に調整を図りながらやっていきますが、今後先進地の事例等もございしますので、そういうものを検証しながら、総合的に利用者の観点から検討を行っていくところでございます。

○ 川上委員

私は結論的、自分の意見を結論的に申しますと、直営でやるべきだと思います。女性ネットワークの方々が自分たちの事業のみならず、このセンターの活用についてもいろいろサポート

されておることは承知しております。しかし、そのことと全体の奉仕者である公務員が公正中正の立場から、こういう施設にあたっていくということが大事だということとはイコールじゃないんですよ。だから、原則的に私は、全体の奉仕者たるべき公務員が責任持って当たるべきだというふうに思います。財政的な面でも、何か経費削減ができるかのようには言われませんでしたけど、そんなことないでしょう。ありますか。

○ **男女共同参画推進課長**

財政的効果につきましては、今のところまだ具体的な試算等は行っておりません。

○ **川上委員**

だから副市長、大丈夫ですか。こういうことなんです。何にも計算してなくっても、何も考えてなくっても、柔軟かつ弾力的で効率的なとか、経済効果があるとかいうのが横行してるわけですよ、このセンターだけじゃなくって。大変なことですね。だから、もう少し自分の職務、自分が責任を負っている、その施設が公共の福祉を図る最大の拠点だと。かわいがってくださいよ、もっと。使ってる人たちに投げ出そうとかいうんじゃないで、かわいがって本当に使いやすいものにして、市民の方に使っていただくということにしたらどうですか。これは地方自治体の役割だと思うんですね。まだ広域的な利用の問題とかお聞きしたいこともありますけど、あと重要な案件もありますので、またの機会に聞かせてください。

○ **委員長**

次、213ページ、その他の施設、市民交流プラザについて、川上委員の質疑を許します。

○ **川上委員**

市民交流プラザの最近の収支状況についてお尋ねをいたします。どういう分析をされておるのかお聞きしたいと思います。

○ **市民活動推進課長**

平成18年、ここに書いておりますように、委託費、それと負担金、その二つで構成されております。平成18年は895万5千円程度、負担金は557万9千円程度でございます。

○ **川上委員**

基本方針の検討の際に、高校生の施設利用について事実上、禁止したという話を聞いて、考え直していただくようお願いもして、むしろ高校に出かけていって利用促進するような、お願いするようなことはできないのかという話をしたと思います。その後、検討したこと、あるいは行ったことがあればお聞きしたいと思います。

○ **市民活動推進課長**

その件については、前回質問者が言われましたことでありますので、まず第一に小学校、中学校、高校への施設が果たし得る役割が何なのかということで、今、指定管理者の方と綿密に打ち合わせを始めたところでございます。

○ **川上委員**

何ですか、綿密な打ち合わせを始めたというのは。時間が余らないから、すばっとお願ひします。

○ **市民活動推進課長**

その施設を子どもたちが訪問できることとか、または学校への人材派遣ができることとか、そういうことに関する打ち合わせを始めたところであります。

○ **川上委員**

テンポが遅いんじゃないでしょうかね、テンポが。遅いと思います。質問を終わります。

○ **委員長**

続きまして、215ページ、飯塚総合会館について、江口委員の質疑を許します。

○ **江口委員**

飯塚総合会館についてなんですが、見直しの方向の中で、廃止、そして廃止した後に本庁舎

の別館として位置づけて、会議室等として使用するとあります。立岩公民館並びに飯塚総合会館につきましては、かなりの利用がされています。その中で、廃止したからといって、この形の中では、単に本庁舎の別館として利用するわけですよね。施設の安くなるかどうかという部分は、公民館が存続する限りは、あそこにおられる方々もそうそう動かないと思うわけです。その中で、コストの削減に結びつかないと思うわけです。コストの削減に結びつかないだけではなくて、住民の方の利用についてはサービスが下がる話になるわけです。例えばあそこを閉鎖するんであればまだしも、それを置いておくんであれば、別館として利用するのでなくて、今のままでも市が利用する場合は減免で、当然使用料無料ですよね。現状のまま利用すべきだと思っております。その点について、なぜこのような形になったのかお聞かせいただけますか。

○ 総合政策課長

なぜ条例を廃止するのかということだと思っております。築30数年経過した今、周辺市町につきましては大きく様変わりしております。嘉麻市、桂川町の現状を見ましても、住民センター等々の施設が整備されており、各市町の地域内におきましても住民ニーズに十分に対応ができていく状況と認識しております。当初の目的である、合併以前の2市8町の広域住民のための施設としての設置目的は十分働いたと考えております。

また、飯塚総合会館の建設費及び維持管理費は、本市の直営施設として全額負担している現状等を踏まえ、今後の総合会館のあり方等に関して検討した中で、総合政策課で所管すべき施設ではないとの判断から、今回、現条例を廃止し、今後は本市の庁舎別館としての位置づけを行い、会議室等としての利用を図ることが必要であるとのことから、今回、本委員会にお諮りしているところでございます。

○ 江口委員

総合政策課が所管するしないは、それは、市民にとってはどちらでもいいことだと思っております。じゃ総合会館でなくして、全部公民館にして、中央公民館の所管課に置くという部分はあるんだと思うんですよ。今書いてあるのは、利用については、各種団体等のサークル活動や行政の会議、研修会場として利用されているのが実態であるという形ですね。今お話の中で、他の施設で十分利用可能というお話がありましたが、果たしてそれは本当なのかということだと思っております。あの場所にあるから利用しておられるという方がおられるわけですね。桂川に行って利用しろと言われて、嘉麻に行って利用しろと言われて、それができるのかということなんです。いろんなことが、あそこの4階で行われていますよね。立岩地区の敬老会もあそこで行われているわけです。取り上げるわけですね。敬老会どこに行ってもやりますか。桂川に行ってやる、それは現実的ではないと思っております。

そうであるならば、公民館の中に、立岩公民館としてする中で、その管理運営の一本化を図るというのが筋だと思いますし、3階、4階を切って、もう完全に廃止するんだったら別ですよ。あったまま、置いたまま利用するのであれば、現状のまま、もしくは公民館というのが筋だと思っております。廃止して、そこにおられる利用者の方々は、本当に代替施設があるのでしょうか、どうでしょうか。

○ 総合政策課長

市町村合併や制度改正等々に伴いまして事務事業が増加し、本庁舎が狭隘な状況にあり、特に1階のフロアではその現象が顕著であります。また、15名を超える会議が可能な会議室が201、202会議室しかなく、各種の会議等を開催するにも支障が出ている現状が見受けられます。1例として、私も長年税務課に勤務していた経験がございしますが、毎年2月16日から3月15日までの確定申告の受け付け事務につきましては、201、202会議室を利用していますが、以前から感じていたことですが、収入、家族構成、生活の手段等、個人のプライバシーに関することをお尋ねするにあたっては、スペース的に狭いとの考えを持っておりました。また、昨今では、申告来庁者が待合室に入りきれずに廊下にまであふれる状況でございま

す。今後も年金受給者の増加や合併後の本庁での申告者の増加等々により、その傾向はさらに増すものと考えられます。

その他にも課題がある中、どのような解決方法を見出していくかが今課せられていると考えております。今後、どのような状況が生じたとしても、事務の停滞や市民サービスの低下等を招くことはあってはならないことです。それらのこと等も検討した中で、本庁舎の別館としての位置づけを行い、会議室等としての利用を図る必要性があると考えております。

○ 江口委員

今でも会議室としての利用は可能なわけですよ。ですね、今でも。会議室というか、貸し館の中で、飯塚市が借りて使用することは可能なわけですよ。だから、いろんな会議の中で使っていますよね。この方向であるのは、住民の方々からサークルの場を取り上げて、自分たち行政が事務事業のために使うということなんです。それが正しいのかどうかなんです。その点、それが本当に正しいんですか。会議のやり方を工夫する等々、そしてまた時間も短く、いろんなことやり方がありますですよ。サークルに関しては、廃止後も、立岩公民館のような施設が利用可能と書いてありますけれど、現実には結構いっぱいいっぱいですよ。今のままで利用する中で、市も会議室として、作業の場として利用をする。そしてまた、住民の方々もサークル活動の場として利用する。そのままの形で私はいいと思っております。その点について、十分検討した上で実施計画に上げていただきたい。よろしいですか。

○ 総合政策課長

今後、関係課との協議を行ってまいりたいと思っております。

○ 江口委員

関係課じゃないんですよ。関係利用者の方々ともきちんと話をした上で、そして実態を見た上でやっていただかなくては困るんですが、よろしいですか。

○ 総合政策課長

この件につきましては、今本特別委員会で審議をさせていただいているところでございまして、まだ状況的に何も決まらない中で、住民の方とお話することが適切でないとの考え方の中から、住民とのそういった説明はしておりません。ただし、今後そういうことで、住民の方とのいろんな協議は詰められていくべきとは思っております。

○ 江口委員

この素案をつくった後で、確実に関係者と打ち合わせをする。利用者等々、関係団体と協議をするというような形になっていますよね。そして、この素案ができる前でも、基本方針の段階で、いろんな所管課は、解放同盟だったり、図書館の運営協議会だったり、ボランティア団体だったりとか、いろんなことと協議をしているわけですよ。今のお話は、今からやりますというお話ですよ。それも非常に後ろ向きな話だと思っております。十分な協議をお願いいたします。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

今、江口委員からも質問がありましたけども、私はこの実施計画素案は撤回するべきだと思います。しかも、平成20年度末で廃止するというんでしょう。来年3月で廃止なんですよ。こういう乱暴なやり方はないと思います。中身も、もう小さいことは聞かないことにしますけれども、利用状況を見てください。平成17、18、19年、急速にふえてるでしょう。これ、あなた方がふやしてるのもあるかもしれませんが、行政内部の会議でね。あるかもしれないけど、大事なことです。これを廃止して、どこに吸収できるというんですか。できるわけないでしょう。

それで、先ほども出ましたけど、地理的な要件もあるわけですよ。あなた方、合併にあた

って、ここだけではなくて、庁舎の仕事だけやなくて、総合会館に来訪される方のことも考えて、7千万円の国有地の買収をやめて、土壇場でやめて、のがみの2億4千万円の土地買って、駐車場わざわざつくったじゃないですか。のがみのお客さんが相当使ってると思うけど。そこまでしておるわけですよ。

そしてその一方で、あなた方のことと言えば、穂波と筑穂への分庁を図っていくというんでしょう。それも検討は来年度、平成21年度で決定すると言っているんですね。そういう状況があるにもかかわらず、とにかく飯塚総合会館を廃止すると。これは市民追い出しじゃないんですか。川柳つくられますよ。「そのけ、そのけ、お上が通る」とか言ってね。何かそういうような市民追い出しが先にありきになってるんじゃないですか。どうですか。

○ 総合政策課長

見直しの考慮すべき事項におきまして説明をしておりますけれども、変更後も民間ボランティア団体等の会議等に際しましては、立岩公民館及び他の公の施設が利用できない場合は、事務に支障がない限り、従来どおりの利用許可が可能となるよう関係課と協議を行っていきたいと考えております。関係課につきましては、事前に今後の協議の申し入れを行い、了解を得ている状況でございます。

○ 川上委員

現状で何の問題もないんじゃないですか。先ほど江口委員が言われて、まともな答弁なかったでしょう。現状で何の問題があるんですか。市民をなぜ追い出さないといけないのか。あなた方ももう使っているじゃないですか。私は、これは本当に厳しく批判が出ると思います。しかも、こういう短期間で決定するとか、論外だと思います。質問を終わります。

○ 委員長

216ページ、防災センターについて、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

防災センターの経費のことについてなんですが、基本方針の審議の際に、私はこれを、この施設をつくれと言った国とか県に、ランニングコストについても応援せよと言ってはどうかというお話をしたことがあると思うんですが、検討していただけましたでしょうか。

○ 総務課長

防災センターの運営につきましては、ことし3月に示されました基本方針を受けまして、春、夏、2度にわたりまして、防災センターの管理運営の参考とするために、直方市にございます遠賀川の●水辺館●を視察しております。また、その折に遠賀川河川事務所にもお訪ねいたしまして、意見交換をしたところでございます。御承知かとは思いますが、遠賀川●水辺館●の場合は、従前より国交省のほうからも管理運営に関して費用が出てるというふうに承っております。ただ、飯塚市の防災センターの場合は管理運営協定の中で、当初そのような管理運営に関しまして費用が出るような内容となっておりますので、それについては一応管理運営費に関して費用を出すことは困難であるというような状況でございました。

○ 川上委員

いや、総務課に金を出せと言ってるわけじゃないんですよ。総務課から国に、あるいは県に要望したらどうかと言っているんですよ。だから、文書をつくって、きちんと。こういう苦境に陥っていると、文書つくって、文書を差し出せばいいじゃないですか。県に対しても国に対しても要望書出ししているでしょう。そういう中にきちんと位置づけてしてもいいし、単独で出してもいいじゃないですか。総務課長がブロックする必要は何もないんですよ。

○ 総務課長

春、夏以降、実は秋にも2度ほど河川事務所の担当課長のほうをお訪ねしておりまして、防災センターの運営に関しまして何らかの支援といいますか、そういった事業、御支援いただけないだろうかというようなお願いをしております。公式の文書を出すところまでは至っており

ませんが、その際のお話では、河川事務所のほうも現在は事務所そのものの存続がとやかく今議論されている状況なので、非常にそういった面では困難であるというような回答をいただいたところでございます。

○ 川上委員

国土交通省に行くんですよ。大臣に会ったらいいんですよ。だから、地元の衆議院議員に相談して会ってもいいじゃないですか。だから、真剣にやれば道が開けるかもしれませんよ。ちょっとそういうことを指摘しておきたいと思います。質問を終わります。

○ 委員長

次に、218ページの消費生活センターについて、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

消費生活センターについては、基本方針のときにもお尋ねしたことがあります。注目すべき言葉があるんですね。相談体制の再構築というのがあります。現状が再構築をしなければならぬ現状にあるということなんだろうと思います。それは現状だけじゃなくて、情勢との関係もあると思うんですけど。それで、この再構築のイメージを移設だとかいうことだけではなさそうなので、少し説明していただけますか。

○ 市民活動推進課長

今質問者が問われております、その中身については、現在、相談事業の中身の主たるものがたくさんふえておるものでございますけれども、金融関係のサラ金業務が、多重債務がふえております。その件につきましては、私ども市の職員も十分な知識を持つことと、行政書士さん、司法書士さん、弁護士さんとの連絡関係を持って取り組んでいきたいということでございます。

○ 川上委員

市の納税と連携が必要だと思います、飯塚市の場合は。飯塚市の場合は、納税の場合は、多重債務だとか、無許可というか、ヤミ金で苦しんでいると思われる方の場合でも、適切にここに相談してくれというような話をしないですね。むしろ、それにとり負けるまいという感じですよ。だから、給料でも何でも、それこそ児童扶養手当でも振り込まれれば、預貯金だというのでばっと差し押さえるじゃないですか。後その人たちがどういう暮らしをするかについても無関心ですね。だから、私は、消費生活センターの責任者が市民活動推進課長なら、納税管理とよく詰めて話をしてもらいたいと思うんですよ。連携をこちらと太くしてやってもらいたいと思うんですね。これは、私がとっぴなこと言ってるんじゃないで、国の方針なんですよ。大体納税管理のところ、窓口にも多重債務相談の参画とか置いてもいいんですよ。そして、そこから別のところを案内してもいいわけね。そういう補足という言葉はよくないけど、相談件数をふやすというのは、そこでふやすんですよ。納税のところ。もうむやみやたらと差し押さえしたらだめだと、命脅かすようなのやってはだめだというのも、そちらのほうからも言うていただく必要があると思います。質問を終わります。

○ 委員長

次に、220ページの飯塚オートレース場について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

今年度の収支の見通しはどうか。

○ 事業管理課長

本年度の収支予定につきましては、現在のところ前年度並み、やや厳しい状況かなというような状況でございます。

○ 川上委員

じゃ200万円を割るくらいの黒字が見込めるということですか。

○ 事業管理課長

まだ現実的には試算はいたしておりません。

○ 川上委員

さっきの答弁は何だったんでしょうね。そうすると、事業収支改善計画、平成18年、19年、20年なんですね。この改善計画の見込み、見通しはどうか。

○ 事業管理課長

平成18年度から事業収支改善計画を進めてまいりました。その成果と申しますか、基本的には平成18年度には約70万円程度の利益を出しております。それと、2億7千万円の基金を積み立てることができております。それから、平成19年度におきましては、約200万円の収入、利益を得まして、それから5億6千万円の基金積み立てができたところでございます。

○ 川上委員

事業収支はもう改善はできないんじゃないでしょうか。今後、将来に向けて。そういう判断されてるんじゃないですか、どうですか。

○ 事業管理課長

議員も御承知のように、平成14年、15年、16年と3年間、約6億円の赤字を累積させたところでございます。その後、私どもといたしましては、オートレース業界挙げて、平成17年度から構造改革等に取り組んでまいりました。開催日数の削減とか、賞金の削減、それから各種委託料の削減と従事員の賃金等の見直しとか、そういうふうなものも踏まえ、また、新しいファンの開拓のためのナイターレースの開催とか、事業面においてもいろいろ工夫をしてやってきました。

そういった中におきまして、平成19年度までの3年間におきましては、一応単年度ではありますけれども、それぞれに利益を上げてきたと。そして、おかげさまで8億3千万円ぐらいの基金も積み立てることができたということで、今後も私どもは引き続き事業の収支改善には努力していかなくちゃならないというふうに考えております。

○ 川上委員

従事員の方に関する大幅な人件費削減をやってその程度なんですよね。だから、今後、収支改善の見通しはないでしょう。だから、ないから、あなた方がやらないやらないと言いつけた、この包括的民間委託を直ちにやるというようなこと書いてるんじゃないんですか。それに向けて既に、もう何度も言いますけど、2億円もするような新規設備投資をして、この包括的民間委託の準備をしておるといことじゃないんですか。

○ 事業管理課長

今申されますように、私どもといたしましては事業をやっておりますので、常にそういうふうな収支に対しては事業をやっていかなくちゃならないというようなことは考えております。そういった意味では、どうしてもこちらの収支改善に結びつけなくてはいけないかということでございますけれども、私どもといたしましては、現在オートレース場というのは大きな雇用の場というようなことも考えておりますし、今まで果たしてきました地域での役割、経済効果等々も考えますれば、オートレース事業というのは絶対存続していかなくちゃならんし、私どもとしましては、事業の健全化を常に目指しているというような状況でございます。

そういった中で出てきますのが包括的民間委託でございますけれども、これは赤字のリスクを負わない一つの、私ども業界の収支改善の一つの方法でございます。一応経済産業大臣が収支改善計画を承認していただいたときも、実際にこういうふうなことをやりなさいよというような条件は同意条件として上がってきております。しかしながら、私どもとしましたら、そういうふうで、先ほどから申し上げておりますように、本場開催等厳しい状況ではございますけれども、経営改善に努力しているところでありまして、現在のところ包括的民間委託に移行するというような考えは持っておりません。

○ 川上委員

じゃここに書いてる、少なくとも具体的な内容とか、考慮すべき事項というのは削除したほ

うがいいですよ。それで、条件つきなんですね。弱い条件つきです。ただし、単年度収支が赤字となり、これはもういつでもなるわけです。なろうと思えばなれるでしょう。それから、収支改善の見込みが立たないと判断したときには、だれが判断するんですか。市長が判断するのか、あるいは西日本競走会の会長は今、前の財務部長ですかね。いつからなったんですか、6月ごろからなったかもしれませんが、9月ですか、この競走会の会長あたりが判断するんですか。

○ 事業管理課長

この収支の改善につきましては、基本的には非常に難しい判断だとは思いますが、あくまでも収支の、私どもが判断いたしますけれども、収支のバランスが著しく不均衡になったり、赤字が連続して累積するというような状況が出たり、その後、どうしても収支の状況が好転する見込みがないというようなことが判断されたときには、そういうふうな民間委託も考えなければならないというような判断になろうと思います。

○ 川上委員

ですから、キーポイントを握ってるのは競走会じゃないんですか。あなた方というよりは。

○ 事業管理課長

競走会につきましては、基本的には私どもがオートレース事業を委託しております実施法人でございます。したがって、競走会につきましては、オートレースのレースそのものを運営する部署でございます。特に判断するというような問題にはならないと思います。

○ 川上委員

ここであなた方は関係団体等と協議しながらと書いてますね。この中に競走会は入りますか。

○ 事業管理課長

関係団体等と申しますのは、オートレースを運営するに当たりまして、私どもの上層といえますか、財団法人のJKAとか、それから私どもの一番身近なところでは従事員組合もありますし、情報協会もありますし、いろんな形の社会福祉協議会とか、そういうふうな部分も、いろいろ一緒にオートレースに協力していただいているところがございます。そういったところ等も一緒に話し合いをしながら、お互いに理解して、そういうふうな状況になったときは、そういうふうな方に話を進めるということになろうと思います。

○ 川上委員

西日本競走会は関係団体の中に入りますか。

○ 事業管理課長

競走会が直接私どもの意思、判断をする場合の中に参入してこられるというようなことはございません。

○ 川上委員

そういうことを聞いているんじゃないくて、あなた方は、ちょっとわかりやすく聞いたほうがいいですね。包括的民間委託を導入するときに、西日本競走会と協議をするかと、しないかということを知りたいんです。

○ 事業管理課長

直接競走会とは話をすることはないと思います。

○ 川上委員

直接しないというのは、間接的にするということです。だれが間接、市長がするんですか。市長が田中さんと話をするんですか、元財務部長の。どういうことですか。

○ 事業管理課長

基本的には、端的な言葉で申し上げますと、私どもが事業を委託する団体でございますので、あくまでも事業主ちゅうか、施行者は私どもですけれども、事業を委託する業者というようなとらえ方でございますので、意思決定に直接入ることはないと思います。ただ、こういうふう

な私どもが実際に委託しましたというような報告なり何なりの話というのは、当然伝えるというようなことはあるかと思えます。

○ 川上委員

非常にわかりにくい答弁をされるんだけど、要するに協議をするということですね。

○ 事業管理課長

ここにあります包括的民間委託に対します意思決定には一切関与されないということでございます。

○ 川上委員

あり得ないと思えます。競走会が知らないうちに、あなた方が包括的民間委託を導入するとかいうのはあり得ない。それで、先ほど社協のこと言われましたね。社協。社協と協議を、随分先回りの話になるかも知れませんが、補助金問題が生じるのではないですか、社協に対する。そのところはどうかお考えですか。

○ 事業管理課長

私どもが関係がありますのは、あくまでもオートレース場の結局事業をトーターなり、富士通なりとか、いろんな業者が二、三社ありますけれども、そういうふうな業者等にもし委託をした場合とか、する場合に、一応こういうふうな形になりますというようなことで話をします。そうすると、社会福祉協議会は今度は窓口等が直接的には今度は行政ではなくて、そういうふうな受ける事業主、事業者に話をするような形になりますので、そういうところで、いろいろ話し合いをする必要があるかと思っております。

○ 川上委員

これは保健福祉部長の関係になるんですか、社会福祉協議会の補助金問題については。だから、旧飯塚の時代から、ある段階から補助金を社会福祉協議会もらわないで、オートレース場の収入など、収益などを生かしていくということになったんでしょう。それで、社会福祉協議会がオートレース場で収益が減少するならば、社会福祉協議会の本来の役割との関係で、市が一定の補助金を出さざるを得ないというようなことになるという議論もあるわけですよ。そういった点については、部長のほうはどうかお考えですか。

○ 委員長

休憩いたします。

休 憩 16:30

再 開 16:31

委員会再開いたします。

○ 保健福祉部長

現在、社協のほうはオートレース場内で食堂を経営しておるわけでございます。もちろんその収益については一部社協の運営費等にかかわってきておりますので、オートレース場の運営のやり方、そこら辺のところが変わってくれば、社協あたり等の関係団体、それとの協議が必要になるということで記載してあるのかなというふうに私どもは理解しております。

○ 川上委員

それから、従事員の皆さんは、数年の間に2度首切られるわけですね、包括的民間委託ということになれば。労働条件が今の世情から言えば、よくなるとは考えにくいですね。飯塚市が賄い切れない状態で民間に投げ出して、民間はそこでまた利益を得るんだから、どこで得るかという、労働者の賃金の中から取るしかないじゃないですか。だから、今280から90人ぐらいおられるんですか。この方々の首をもう一回切るということになるわけですよ、これをすると。このことについて、組合と協議をする必要があると思うんだけど、この関係団体の中にこの組合は入るんですか。

○ 事業管理課長

事業をそういうふうな形で委託して改善していくという一つの手段を講じた場合に、勤務条件なり、労働条件なり当然変わってまいりますので、そういうふうなときには、当然組合と話し合いはする必要があると思います。

○ 川上委員

もう委託の仕方によっては、包括的でくるんですから、もう希望しても働けない方が出てくるかもしれませんね、こういうやり方でいくとね。だから、課長が先ほどオートレースの役割の一つについて雇用の問題を強調されたんだけど、実はこの包括的民間委託というのは、必ずしも雇用の安定的な確保との関係でいうと結びつかないと思うんですよ。

もう少しここは冷静になって、収支改善の見込みが立たないと判断したときには直ちにとか、そんなふうには、指標がないでしょう、見込みが立たないという、14.何%になったら見込みが立たないとかないでしょう。だから、物すごく恣意的なんですよ。特定の団体だとか、そういう人たちの主観的判断で、もうそろそろだとか、仮にもそういうようなことで判断してもらっても困るし、だから、こんなふうなこと書いてしまうと、そういう余地を残すでしょう。だから、ただし以下を削ったらどうですか、1行目の。もう答弁は要りません。指摘しておきたいと思います。